

GMO TECH HD

2025年12月期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2026年3月16日(月曜日)
午前11時00分(受付開始：午前10時30分)

開催場所

東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号
グループ第2本社・渋谷フクラス
16階「GMO Yours・フクラス」

本総会にて、お土産の配布は予定しておりません。

GMO TECHホールディングス株式会社

証券コード：415A



GMO TECHホールディングス株式会社
代表取締役社長CEO
鈴木 明人

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社の2025年12月期（第1期）定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社は2025年10月、GMO TECH株式会社と株式会社デザインワン・ジャパンの経営統合により、GMO TECHホールディングス株式会社として持株会社体制へ移行いたしました。

中期目標として、2028年12月期に売上高160億円、営業利益20億円の達成を掲げ、2029年12月期には東証プライム市場への移行を目指します。

また、株主還元を重視し、2025年12月期分の配当より、配当性向を従来の50%以上から65%以上※へと引き上げました。

※負ののれんは、2025年12月期分以降、5年均等で配当性向65%により還元いたします

今後も、世界中の人々にとって「無くてはならないサービス」を提供し、持続的な企業価値の向上に邁進してまいります。引き続き、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様には引き続きのご支援をお願い申し上げます。経営陣一同、未来への飛躍に向けて努力して参りますので、ご期待ください。

証券コード：415A
2026年2月27日
(電子提供措置の開始日2026年2月23日)

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMO TECHホールディングス株式会社
代表取締役社長CEO 鈴木 明 人

2025年12期（第1期） 定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社2025年12月期（第1期）定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第1期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://hd.gmotech.jp/ir/stock/stock_meeting/

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権の事前行使をすることができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月13日（金曜日）午後7時までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月16日（月曜日）午前11時00分（受付開始 午前10時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号
グループ第2本社・渋谷フクラス16階「GMO Yours・フクラス」
（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 2025年12月期（2025年10月1日から2025年12月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2025年12月期（2025年10月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く）7名選任の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

-
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会会場へのご来場の際してのお願い

会場であるグループ第2本社・渋谷フクラスへの入館にあたり、以下の事項についてご了承ください。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ・株主総会会場での撮影、録画、録音、SNS等での投稿等をご遠慮ください。
- ・所定の場所以外には立ち入らないようお願いいたします。
- ・株主総会会場での喫食は禁止とさせていただきます。
- ・本株主総会は当日会場にご来場いただけない株主様のため、インターネット等の手段を用いてライブ配信（ハイブリッド参加型バーチャル株主総会）を行います。

- ・株主総会のライブ配信にあたっては、株主総会にご出席される株主様のプライバシーに配慮し、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。
- ・ご来場に際しての株主情報及び防犯のために設置した館内ビデオカメラにより記録される個人情報、当社において厳正に管理し、当社の株主総会運営、入館管理及び情報管理の目的のみに使用いたします。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会へのご参加のご案内

1. ハイブリッド参加型バーチャル株主総会とは

株主様がインターネット等の手段を用いて株主総会の議事進行をライブ視聴するとともに、ご意見等のコメントを送信すること（以下、「バーチャル参加」といいます）が可能な株主総会です。

株主様によるバーチャル参加は、株主総会に出席したとは取り扱われないため、株主様におかれましては、書面により事前の議決権行使を行っていただくか、株主総会当日に議決権行使を希望される株主様は、会場にお越しいただきますようお願いいたします。

また、ご意見等のコメントは株主総会の審議状況等により、ご紹介することができない場合もありますのでご承知おさください。

2. 当日のご出席について

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、本招集ご通知をご持参ください。

3. バーチャル参加に必要な環境

本冊子内「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。

4. バーチャル参加の方法（システムへのログイン方法）

本冊子内「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。

5. 議決権行使の方法及び取扱い

株主様が行使をいただける議決権の行使方法

- (1) 書面（郵送）による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
- (2) 株主総会（本会場）にご出席される場合
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
- (3) ご注意事項
書面による議決権行使に際して、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

6. ご質問、動議及びご意見等のコメントの方法

当日、会場にてご出席いただける株主様は、ご質問及び動議を提出いただくことができます。バーチャル参加の株主様は、ご質問及び動議の提出をいただくことはできませんが、ご意見等のコメントを提出いただくことができます。なお、ご意見等のコメントは株主総会の審議状況等により、ご紹介することができない場合もありますのでご承知おきください。

また、ご意見等のコメントは本総会の目的事項に関する内容であり、他のご意見等と重複しないものを中心に取り上げる予定です。本総会の目的事項に関するご意見で回答できないものは、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等、その公開に支障があるものを除き、本総会終了後、回答したご質問、ご意見等と併せて当社ウェブサイトにて公開させていただく可能性がございます。

ご意見等コメントについては、審議時間に限りがあることから、一人1問まで（最大250文字まで）といたします。ご意見等のコメントを繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含むご質問等の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャル株主総会の安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

7. 事前のご質問の受付について

株主の皆様からの、本総会への事前のご質問を、下記、本総会専用ウェブサイトにて受付いたします。ログイン方法は本冊子内「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。株主の皆様の関心が高いと思われる事項につきまして、本総会で取り上げさせていただく予定です。本総会にて取り上げることができなかつたご質問につきましては今後の参考とさせていただきます。

【事前のご質問のご登録方法】

受付期間：2026年2月27日（金曜日）正午から
2026年3月9日（月曜日）午後5時まで
本総会専用ウェブサイト：<https://web.lumiagm.com/>

8. 終了予定時刻について

本総会の終了予定時刻は開始から最大1時間後を予定しておりますが、議事の進行状況によっては、終了予定時刻よりも前に終了する場合がございます。

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会ログイン方法のご案内

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会とは、インターネット等の手段を用いて株主総会に参加いただくものです。株主様は、株主総会の議事進行をライブ視聴いただくとともに、ご意見等コメントを送信することが可能です。

配信日時	2026年3月16日（月曜日）午前11時00分より （ログイン開始時間 午前10時30分より）
------	--

※視聴方法は下記をご参照ください

なお、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害等が発生する可能性があります。

万が一、通信障害等が発生した場合には、当社ウェブサイト（https://hd.gmotech.jp/ir/stock/stock_meeting/）にて速やかに株主の皆様へお知らせいたします。

株主様におかれましては、当社ウェブサイトをご確認いただき、下記「ログイン方法のご案内（手順）」をご参照の上、改めて本総会にバーチャル参加をお願い申し上げます。

ログイン方法のご案内（手順）

配信日時	2026年3月16日（月曜日）午前11時00分より （ログイン開始時間 午前10時30分より）
------	--

1 本総会専用ウェブサイトへアクセス

<https://meetings.lumiconnect.com/>



2 言語選択で「日本語」を選択する



3 会議IDをご入力

700-946-683-686

上記会議IDをご入力後（会議に参加）ボタンを押してください。



ID、パスワードをご入力後、（サインイン）を押してください。



ログイン には、議決権行使書記載の株主番号・株主様の住所の郵便番号をご入力ください。

ID：本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載されている株主番号（9桁）

※議決権行使書を郵送する前にお手元に控えていただくことをお勧めいたします。

PASS：2025年12月末日現在の株主名簿に記載された郵便番号（ハイフンを除く7桁）

The screenshot shows the LUMI GLOBAL interface. At the top is the LUMI GLOBAL logo. Below it is a text input field labeled "会議ID" (Meeting ID). At the bottom is an orange button labeled "会議に参加" (Join Meeting).

The screenshot shows the GMO TECH HOLD login screen. At the top is the GMO TECH HOLD logo. Below it is the text "GMO TECHホールディングス株式会社 2025年12月期 定時株主総会". Underneath is a note: "必須のフィールドには*が付いています【*】". There are two input fields: "ログインID*" (Login ID) and "ログインPW*" (Login Password). At the bottom is a link: "※ログインガイド（必ずお読みください）※".

開会時間となる

2026年3月16日（月曜日）午前11時00分までお待ちください

ご注意事項など

1 視聴に必要な環境について

株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信でご確認いただくことができます。バーチャル参加を行うためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、バーチャル参加に必要な通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様のご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル参加できない場合については、ご了承ください。

OS	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
	Windows11	MacOS 最新版	Android 10以上	iOS15以上
ブラウザ※1	Microsoft Edge, Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

※ 最新バージョンにてご覧ください。

2 議決権行使について

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会は、会社法上の「出席」に該当しないため、事前の議決権行使又は当日にご出席をいただくことで、議決権を行使いただけます。

3 ご質問、動議及びご意見等コメントについて

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会では、当日会場にご出席いただいた場合のみ、ご質問及び動議を提出いただけます。

バーチャル参加の株主様は、ご意見等コメントをオンライン上でご提出いただくことができます。

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会のご注意事項は「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会へのご参加のご案内 6. ご質問、動議及びご意見等のコメントの方法」に記載しておりますのでご参照ください。

4 その他の注意事項について

- 当社は、ハイブリッド参加型株主総会の開催に当たり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、株主様のご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル参加できない場合や議決権を行使できない場合もございます。当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益等に関しては一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ライブ配信の撮影、録画、録音、保存及びSNSでの投稿などの利用行為については、無断で改変する等、法令違反やそのおそれがある行為、その他不適切な行為はご遠慮ください。
- 配信に対応している言語は、日本語のみとなります点、ご了承ください。

5 お問い合わせについて

動画視聴について

株式会社
Jストリーム

050-3186-4576

受付時間：株主総会当日
ログイン開始時間～配信終了まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 発行可能株式総数の減少

当社は、将来の経営環境の変化に対応し得る資本政策上の柔軟性を確保するとともに、株主価値への影響も踏まえた適切な資本構成の維持を図ることが重要であると考えております。

本議案は、今後の資本政策における株式価値への影響等を総合的に勘案し、発行可能株式総数を見直すため、定款の一部を変更するものであります。

(2) A種種類株式に関する記載の削除

当社が発行したA種種類株式55株については、2025年10月20日付で普通株式を対価とする取得請求権（転換権）の行使に基づき全株式を取得し、同年12月15日付で全株式を消却いたしました。これに伴い、定款上のA種種類株式に関する記載を削除するものであります。

(3) 株主総会の開催方法の定め

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。

当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図り、株主様の利益を確保するため、完全電子化による株主総会を開催することができるよう、定款の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を表現しております)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第6条 (条文省略)	第1条～第6条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)	(発行可能株式総数)
第7条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,651,000株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>1,650,945株</u> 、A種種類株式の発行可能種類株式総数は <u>55株</u> とする。	第7条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,630,000株</u> とする。
第8条 (条文省略)	第8条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第9条 当社の普通株式の1単元の株式数は100株とし、 <u>A種種類株式の1単元の株式数は1株</u> とする。	第9条 当社の普通株式の1単元の株式数は100株とする。
第10条～第13条 (条文省略)	第10条～第13条 (現行どおり)

第2章の2 A種種類株式

(剰余金の配当)

第13条の2 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下、「A種種類登録株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき次項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。

2 A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、10,000,000円に2.5%を乗じて算出した金額について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、配当基準日が2025年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、当社の成立の日）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種種類株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）。

3 ある事業年度において、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が、1株につきA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下、「A種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。A種累積未払配当金については、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につきA種累積未払配当金の額に達するまで、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して剰余金の配当をする。

4 A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(削除)

(削除)

(残余財産の分配)

第13条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株当たり、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配を行わない。[A種経過未払配当金相当額]は、残余財産分配日を配当基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を前条第2項の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。

(削除)

(議決権)

第13条の4 A種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

(削除)

(譲渡制限)

第13条の5 A種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(削除)

(普通株式を対価とする取得請求権（転換権）)

第13条の6 A種種類株主は、いつでも、当会社に対して、普通株式を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「転換請求」という。）ができるものとし、当会社は、A種種類株主が転換請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、第4項に定める数の普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(削除)

2 当初転換価額は、1,852円とする。

3 (1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ 調整前転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array}} \times \frac{\begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\text{調整前転換価額}}$$

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+新たに発行する普通株式の数} \end{array}} \times \text{調整前転換価額}$$

④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、調整前転換価額を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が調整前転換価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は

取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(2) 前号に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主及びA種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、新設分割、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

② 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき調整前転換価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(3) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

(4) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本号により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

4 A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{転換請求に係るA種種類株式の数に10,000,000を乗じて得られる額}} = \frac{\text{転換価額}}{\text{転換価額}}$$

A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(現金を対価とする取得請求権(償還請求権))
 第13条の7 A種種類株主は、2027年9月30日以降、いつでも、当会社に対して金銭を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求(以下、「償還請求」という。)することができる。この場合、当会社は、A種種類株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下、「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種種類株主に対して、次項に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種種類株式は、償還請求が行われたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(削除)

2 A種種類株式1株当たりの償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第13条の3に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

(現金を対価とする取得条項(強制償還条項))
 第13条の8 当会社は、2030年9月30日以降、当会社の取締役会が別途定める日(以下、「強制償還日」という。)の到来をもって、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、当会社がA種種類株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、A種種類株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して次項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、取得するA種種類株式は、取得の対象となるA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(削除)

2 A種種類株式1株当たりの強制償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第13条の3に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

(株式併合又は分割、募集株式の割当て等)
第13条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。A種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第15条～第19条 (条文省略)

(種類株主総会)

第19条の2 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

2 第13条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

3 第14条第1項後段、第15条乃至第17条、第18条第1項及び第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

4 第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第4章 取締役及び取締役会

第20条～第32条 (条文省略)

第5章 監査等委員会

第33条～第36条 (条文省略)

第6章 会計監査人

第37条～第40条 (条文省略)

(削除)

第3章 株主総会

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株式総会とすることができる。

第15条～第19条 (現行どおり)

(削除)

第4章 取締役及び取締役会

第20条～第32条 (現行どおり)

第5章 監査等委員会

第33条～第36条 (現行どおり)

第6章 会計監査人

第37条～第40条 (現行どおり)

第7章 計算

第41条～第44条（条文省略）

附則

（最初の事業年度）

第1条 第41条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2025年12月31日までとする。

（最初の取締役の報酬等）

第2条 第31条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の総額は年額150百万円以内とする。

(2) 監査等委員である取締役に対する報酬等の総額は年額20百万円以内とする。

（本附則の削除）

第3条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除されるものとする。

第7章 計算

第41条～第44条（現行どおり）

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）7名選任の件

当社の取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当	当事業年度における取締役会への出席状況 (出席率)
1	再任 鈴木 明人 すずき あきと	代表取締役社長 CEO		5回中5回に出席 (100%)
2	再任 熊谷 正寿 くまがい まさとし	取締役会長		5回中5回に出席 (100%)
3	再任 田中 誠 たなか まこと	取締役	管理本部本部長	5回中5回に出席 (100%)
4	再任 沖殿 潤 おきどの じゅん	取締役CTO	システム本部本部長	5回中5回に出席 (100%)
5	新任 大澤 健人 おおさわ けんと	専務執行役員	プロダクトマーケティング 事業管掌	—
6	新任 鈴木 亮一 すずき りょういち	専務執行役員	デジタルマーケティング 事業管掌	—
7	再任 安田 昌史 やすだ まさし	取締役		5回中5回に出席 (100%)

候補者
番号

1



すずき あきと

鈴木 明人

(1974年7月29日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

193,560株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1998年4月 三菱自動車工業株式会社入社
- 2003年6月 日産自動車株式会社入社
- 2006年4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社
- 2006年12月 株式会社イノベックス（現GMO TECH株式会社）設立、代表取締役社長CEO（現任）
- 2020年7月 GMO ReTech株式会社代表取締役社長（現任）
- 2025年10月 GMO TECHホールディングス株式会社代表取締役社長CEO（現任）
GMO TECH株式会社取締役会長（現任）

・選任理由

GMO TECH株式会社の代表取締役社長を長年にわたり務めており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していること、また、新規事業の業界内関係性の重要な役割をはたしており、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

2



くまがい まさとし

熊谷正寿

(1963年7月17日生)

再任

所有する当社の株式数

普通株式

一株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年 5月 株式会社ボイスメディア（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役
- 1999年 9月 株式会社まぐクリック（現GMOインターネット株式会社）代表取締役（1998/9/8～2000/4/24）
- 2000年 4月 株式会社まぐクリック（現GMOインターネット株式会社）取締役（1998/9/8～現任）
- 2001年 8月 株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）代表取締役会長
- 2002年 2月 株式会社ユーキャストコミュニケーションズ（現GMOメディア株式会社）取締役
- 2002年 4月 GMO総合研究所株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社）取締役会長（現任）
- 2003年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役会長兼社長
- 2003年 3月 株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）取締役会長（現任）
- 2004年 3月 株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）取締役会長（現任）
- 2004年 3月 GMOモバイルアンドデスクトップ株式会社（現GMOメディア株式会社）取締役会長（現任）
- 2004年 12月 株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）取締役会長
- 2007年 3月 株式会社まぐクリック（現GMOインターネット株式会社）取締役会長
- 2008年 5月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役会長兼社長グループ代表
- 2011年 12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長兼社長
- 2012年 12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長（現任）
- 2015年 3月 GMOアドパートナーズ株式会社（現GMOインターネット株式会社）取締役
- 2016年 3月 GMOアドパートナーズ株式会社（現GMOインターネット株式会社）取締役会長（現任）
- 2022年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO（現任）
- 2025年 10月 GMO TECHホールディングス株式会社取締役会長（現任）

・選任理由

GMOインターネットグループ経営及び事業戦略に関する豊富な経験と知見を有しており、広範かつ高度な視野からの経営全般に対する助言を頂くため、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

3



た な か ま こ と

田 中 誠

(1975年11月21日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
6,000株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2000年 4月 日本電気株式会社入社
- 2002年11月 NECエレクトロニクス株式会社入社
- 2007年 2月 株式会社デザインワン・ジャパン（現GMOデザインワン株式会社）入社
- 2007年 8月 株式会社デザインワン・ジャパン（現GMOデザインワン株式会社）取締役開発部長
- 2014年 4月 株式会社デザインワン・ジャパン（現GMOデザインワン株式会社）取締役新規事業開発部長
- 2016年 1月 株式会社デザインワン・ジャパン（現GMOデザインワン株式会社）取締役情報システム部長
- 2016年11月 株式会社デザインワン・ジャパン（現GMOデザインワン株式会社）取締役経営管理本部長兼情報戦略部長
- 2018年 6月 株式会社デザインワン・ジャパン（現GMOデザインワン株式会社）取締役経営管理本部長兼情報戦略部長兼経理財務部長
- 2022年 9月 株式会社デザインワン・ジャパン（現GMOデザインワン株式会社）取締役経営管理本部長兼経理財務部長
- 2023年 9月 株式会社デザインワン・ジャパン（現GMOデザインワン株式会社）取締役経営管理本部長兼経理財務部長兼情報戦略部長
- 2025年10月 GMO TECHホールディングス株式会社取締役（現任）
GMO TECH株式会社監査役（現任）

・選任理由

経理財務を始めとした管理部門全般における豊富な知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、取締役候補者として選定いたしました。

候補者
番号

4



おきどの じゅん

沖 殿 潤

(1973年1月31日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

100株

・ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2017年 3月 GMO TECH株式会社入社
- 2017年 3月 GMO TECH株式会社技術管理部部長
- 2018年 1月 GMO TECH株式会社執行役員システム本部本部長
- 2020年 1月 GMO TECH株式会社執行役員CTOシステム本部本部長
- 2021年 3月 GMO TECH株式会社取締役CTOシステム本部本部長
- 2021年 3月 GMO ReTech株式会社取締役CTO（現任）
- 2025年10月 GMO TECHホールディングス株式会社取締役CTO（現任）

・ 選任理由

技術部門に携わり、同分野において豊富な経験と知見を有していることまた、不動産テック事業の開発系責任者も務めており、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

5



おおさわ けん と

大澤 健人

(1990年3月29日生)

新 任

所有する当社の株式数
普通株式
一株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2012年4月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）入社
- 2017年6月 GMO TECH株式会社入社 SEM事業部営業部インサイドセールスグループマネージャー
- 2018年1月 GMO TECH株式会社SEM事業部営業部部長
- 2018年11月 GMO TECH株式会社営業本部第1営業部部長
- 2019年4月 GMO TECH株式会社営業本部部長
- 2020年1月 GMO TECH株式会社執行役員プロダクトマーケティング本部統括本部長
- 2022年3月 GMO TECH株式会社取締役プロダクトマーケティング本部統括本部長
- 2024年3月 GMO TECH株式会社常務取締役プロダクトマーケティング本部統括本部長
- 2025年3月 GMO TECH株式会社専務取締役プロダクトマーケティング本部責任者
- 2025年10月 GMO TECHホールディングス株式会社専務執行役員（現任）
GMO TECH株式会社取締役副社長（現任）
GMOデザインワン株式会社取締役副社長（現任）
GMOイーネットワークス株式会社取締役（現任）

・選任理由

一貫して営業に従事しMEO事業を主要事業に成長させたこと、また、同分野において豊富な経験と知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

6



すずき りょういち
鈴木 亮一
(1976年5月12日生)

新 任

所有する当社の株式数
普通株式
2,800株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2002年 4 月 株式会社リクルート入社
- 2006年 4 月 株式会社リクルート フロム・エーグループ ゼネラルマネージャー
- 2010年 4 月 株式会社リクルートジョブズ 事業開発部長
- 2015年 4 月 株式会社リクルートホールディングス 中国事業開発室 室長 兼 グループエグゼクティブ 兼 リクルートチャイナCEO
- 2015年12月 リクルートストラテジックパートナーチャイナ1号ファンド・2号ファンド 執行責任者
- 2017年 4 月 株式会社リクルートホールディングス ヘルスケアプロジェクトディビジョンオフィサー（兼務）
- 2020年 4 月 株式会社リクルート ここカラダ室 室長 兼 ディビジョンオフィサー
- 2022年 4 月 株式会社リクルート HRSaaS領域プロダクトマネジメント室 部長
- 2023年 3 月 GMO TECH株式会社入社 執行役員社長室室長
- 2024年 3 月 GMO TECH株式会社上席執行役員 管理本部 本部長 兼 社長室 室長 兼 デジタルマーケティング本部 事業統括部 本部長
- 2024年12月 GMO TECH株式会社上席執行役員 管理本部責任者 兼 内部監査室責任者 兼 社長室責任者 兼 デジタルマーケティング本部責任者
- 2025年 4 月 GMO TECH株式会社上席執行役員 管理本部責任者 兼 社長室責任者 兼 デジタルマーケティング本部責任者
- 2025年10月 GMO TECHホールディングス株式会社専務執行役員（現任）
GMO TECH株式会社代表取締役社長（現任）

・選任理由

社長室、管理部門、事業部門の要職を歴任・兼務し、グローバルな経営視点と組織・事業運営に関する高度な知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

7



やすだ まさし

安田 昌史

(1971年6月10日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
一株

・ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2000年 4月 公認会計士登録
- 2000年 4月 インターキュー株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）入社
- 2001年 9月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）経営戦略室長
- 2002年 2月 株式会社ユーキャストコミュニケーションズ（現GMOメディア株式会社）監査役
- 2002年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役経営戦略室長
- 2003年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）常務取締役グループ経営戦略担当兼IR担当
- 2003年 3月 株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）取締役（現任）
- 2004年 12月 株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）監査役
- 2005年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）専務取締役管理部門統括・グループ経営戦略・IR担当
- 2005年 3月 株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）監査役
- 2006年 9月 GMOリサーチ株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社）監査役
- 2008年 3月 株式会社まぐクリック（現GMOインターネット株式会社）取締役（現任）
- 2008年 5月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）専務取締役グループ管理部門統括
- 2012年 1月 GMOクリックホールディングス株式会社（現GMOフィナンシャルホールディングス株式会社）取締役（現任）
- 2013年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）専務取締役 グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2015年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役副社長 グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2016年 3月 GMOメディア株式会社取締役（現任）
- 2016年 3月 GMOペパボ株式会社取締役
- 2016年 3月 GMOリサーチ株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社）取締役（現任）
- 2016年 6月 あおぞら信託銀行株式会社（現GMOあおぞらネット銀行株式会社）社外監査役
- 2016年 12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役（現任）

2019年6月	GMOあおぞらネット銀行株式会社社外取締役（現任）
2022年3月	GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役グループ副社長執行役員・CFOグループ代表補佐グループ管理部門統括
2025年10月	GMO TECHホールディングス株式会社取締役（現任）
2026年1月	GMOインターネットグループ株式会社取締役 グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐（現任）

・選任理由

GMOインターネットグループ経営、公認会計士としての幅広い知識と経験をもとに、当社のガバナンス体制強化と経営全般に対する助言を頂くため、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

- (注)
1. 取締役候補者鈴木明人氏、田中誠氏、沖殿潤氏、大澤健人氏、鈴木亮一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者熊谷正寿氏、安田昌史氏は、当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社の代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO、取締役グループ副社長執行役員・CFOグループ代表補佐グループ管理部門統括を務めており、当社と当社との間には、営業上の取引関係があります。
 3. 取締役候補者熊谷正寿氏・安田昌史氏の過去10年間における当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社および同社の子会社における業務執行者としての地位および担当は、「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
 4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

1. 改定の理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条第1項において、当会社の設立の日から最初の定時総会終結の時までの期間の報酬等の総額は年額150百万円以内とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、年額270百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

なお第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名となります。

2. 取締役の報酬改定を相当とする理由

当取締役報酬改定につきましては、事業報告に記載しております取締役の報酬の決定方針を踏まえ、コーポレートガバナンスの強化、業務の専門化・高度化に伴う今後の取締役の役割の拡充、質の確保、社外取締役の員数増強等の観点から相当なものであると判断しております。

以上

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条第2項において、当社の設立の日から最初の定時総会終結の時までの期間の報酬等の総額は年額20百万円以内とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の報酬等の額を、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討し、職務と責任を考慮した結果、引き続き年額20百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

現在の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名）であります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度における事業の経過および成果

当社は、2025年10月1日に共同株式移転の方法により、GMO TECH株式会社（以下「GMO TECH」という。）及び株式会社デザインワン・ジャパン（現GMOデザインワン株式会社。以下「GMOデザインワン」という。）の完全親会社として設立されました。新たに発足したGMO TECHホールディングス連結企業集団は、グループシナジーを最大化させ、集客支援事業及び不動産テック事業において圧倒的No.1を実現し、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

当連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日）におけるわが国経済は、コロナ禍からの脱却が進み、個人消費の回復やインバウンド需要の拡大が進む中、拡大基調で進みつつあります。

当社の事業領域である国内インターネット広告市場についても拡大傾向にあり、2025年度にはインターネット広告媒体費は前年度から9.7%拡大し、3.2兆円を超える見込み（※1）であります。人々の生活の中で、インターネットの利用は引き続き拡大しており、インターネット広告業界も引き続き堅調に推移しました。

（※1）出所：電通グループ4社 2025年3月発表「2024年 日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析」

このような環境の下、当連結会計年度において、当社グループの集客支援事業は、顧客基盤を拡大し、売上高を増加させております。不動産テック事業についても、顧客数を着実に増加させることに加え、ストック売上を拡大させております。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高6,923百万円、営業利益519百万円、経常利益479百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、GMO TECH及びGMOデザインワンの経営統合による負ののれん発生益等を計上したため1,539百万円となりました。

当社は設立に際し、企業結合における会計上の取得企業をGMO TECHとしたため、当連結会計年度の連結経営成績は、GMO TECHの2025年1月1日から12月31日までの連結経営成績を基礎に、GMOデザインワンの2025年9月1日から12月31日までの連結経営成績を連結したものとなります。なお当連結会計年度は当社の設立後最初のものとなるため、前連結会計年度との実績比較は行っておりません。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

①集客支援事業

集客支援事業には、検索エンジン関連サービス、運用型広告・アフィリエイト広告サービス及びインターネットメディアサービス（※2）等を含んでおります。検索エンジン関連サービスにおいては、注力サービスとしておりますMEOサービス（※3）について、新規案件を積上げ、業績は安定して伸長しております。アフィリエイト

イト広告サービスにおいては、海外営業人員の体制整備及び海外顧客の獲得を重点的に推進するとともに、既存顧客に対する運用改善に取り組んでおります。これらの施策により、同サービスの業績は緩やかな回復基調にあります。また経営統合にともない、2025年9月1日以降、GMOデザインワンが運営するインターネットメディアサービス等もサービスラインナップに加わり、集客支援事業の顧客基盤及び事業領域の拡大を図っております。これらの結果、当連結会計年度におけるセグメント売上高は6,467百万円、セグメント利益は661百万円となりました。

(※2) インターネットメディアサービスは、GMOデザインワンが運営する国内最大級のオールジャンル店舗情報口コミサイト「エキテン byGMO」を主軸とする、店舗集客支援サービスです。

(※3) MEOとは (Map Engine Optimization) の略で、主としてGoogle社が提供するGoogle Mapにおいて上位表示を実現しアクセスを増加させること、またそのための技術やサービスを指します。

②不動産テック事業

不動産テック事業には、連結子会社GMO ReTech株式会社で提供しております賃貸DXサービス等が含まれます。賃貸運営を楽にする、をミッションとし、賃貸運営に関わる方々をもっと自由にするために、サービス開発、改善に取り組んでまいりました。当連結会計年度におけるセグメント売上高は456百万円、セグメント損失は57百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は200百万円で、その主なものはソフトウェア開発に係るものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、「日本の代表的なグローバルテックカンパニー」を目指すべき姿とし、「AIやDX（デジタルトランスフォーメーション）を活用し、お客様の生産性向上と成長を支援する」ことを使命としております。

このたび、持続的な企業価値の向上を実現するため、2026年度から2028年度までの3か年を対象とする「中期経営計画」を策定いたしました。本計画の着実な実行こそが、当社グループが優先的に対処すべき課題であると認識しており、以下の重点項目に取り組んでまいります。

①中期経営計画の目標達成

本計画の最終年度である2028年度において、売上高160億円、営業利益20億円の達成を目標として掲げております。また、事業成長に伴う社会的責任を果たし、投資家の皆様からの信頼をより高めるため、2029年度のプライム市場への市場区分変更を目標に定め、ガバナンス（企業統治）の強化と経営の透明性向上に努めてまいります。

②事業別の成長戦略と収益構造の改革

目標達成に向け、各事業の特性に応じた最適な戦略を推進いたします。

・ 既存ストック型事業の継続的成長

MEO（地図検索最適化）事業及び不動産テック事業は、安定的な収益基盤となる「ストック型事業」と位置づけております。これまでに培った顧客基盤をさらに拡大するとともに、サービスの質の向上を図り、継続的な事業成長を維持してまいります。

・ 変革期にある事業の抜本的な収益改善

アフィリエイト事業：新規顧客の獲得強化及び既存顧客売上の改善を推進してまいります。また、AI技術の積極活用をして業務の自動化を進め、組織の最適化及び生産性の向上も推進してまいります。

インターネットメディア事業：有料店舗会員数の維持・回復を最優先課題とし、広告宣伝費の効率化やサービス単価の見直し、サイト利用者数の改善など、あらゆる施策を講じて業績の回復を図ります。

③経営統合による相乗効果の最大化

2社の経営統合を最大限に活かすため、次の施策を推進いたします。

・ 営業連携の強化と顧客基盤の活用

2社が有する膨大な顧客基盤とデータを統合・共有し、相互のサービスを組み合わせ併売することで、一顧客あたりの提供価値を高め、売上の最大化を図ります。

・ 管理部門の統合と経営基盤の整備

統合の大きな目的の一つである、総務・人事・法務・経理等の管理部門の集約と統合を速やかに進めます。重複する業務の整理やシステムの共通化を行うことで、組織運営の効率化を図るとともに、意思決定の迅速化と強固な経営体制を構築してまいります。

④開発体制の内製化によるコスト競争力の強化

これまで外部に委託していたシステム開発の一部を、ベトナムの拠点及び国内の開発拠点へと段階的に移管し、開発体制の内製化を確立いたします。これにより、開発スピードの向上と大幅なコスト削減を両立し、競争力のあるサービス提供体制を整えてまいります。

⑤戦略的な投資による非連続な成長（新しい仲間づくり）

中期経営計画の達成を加速させるため、強化した財務基盤を背景に、成長投資を積極的に行います。当社の事業と高い親和性を持ち、収益力向上に寄与する企業との新しい仲間づくりを推進し、既存事業の枠を超えた成長を目指してまいります。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 1 期 2025年12月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	6,923
営 業 利 益 (百万円)	519
経 常 利 益 (百万円)	479
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,539
1株当たり当期純利益 (円)	1,300.49
総資産 (百万円)	5,725
純資産 (百万円)	3,999
1株当たり純資産 (円)	2,533.34

(注1) 当社は2025年10月1日設立のため、前連結会計年度以前の状況については記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、当社が2025年10月1日付で共同株式移転により設立された会社であるため、会社設立前の2025年1月1日から9月30日までの期間については、GMO TECH株式会社の期中平均株式数に移転比率を乗じた数値を用いて算出し、2025年10月1日から12月31日までの期間については、当社の期中平均株式数を用いて計算しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、GMOインターネットグループ株式会社であり、同社は当社の株式816,980株（持株比率51.75%）を保有しております。

なお、当社はGMOインターネットグループ株式会社の間に営業上の取引関係があります。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等のグループ会社と営業取引を行う場合には、新規取引開始時および既存取引の継続時も含め、少数株主の保護の観点から取引条件等の内容の適正性を、その他第三者との取引条件との比較などから慎重に検討して実施しております。

ロ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。経営方針や事業戦略はグループシナジー創出の観点を踏まえつつ当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保しながら経営および事業活動にあっております。

ハ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
GMO TECH株式会社	100百万円	100.0%	インターネット集客事業、 WebマーケティングDX事業等
GMOデザインワン株式会社	100百万円	100.0%	インターネットメディア事業
GMO ReTech株式会社	100百万円	100.0%	不動産テック事業
GMOイーネットワークス株式会社	10百万円	100.0%	インターネットサービス事業
GMO-Z.com TECH VN NTA Co., Ltd.	200百万 ベトナムドン	100.0%	オフショア開発
GMO-Z.com TECH KR, Inc.	100百万 韓国ウォン	100.0%	アフィリエイト事業

(注) 議決権比率は間接所有を含みます

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

(単位：百万円)

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
GMO TECH株式会社	東京都渋谷区桜丘町26番1号	1,136	3,485
GMOデザインワン株式会社	東京都新宿区新宿2-16-6 新宿イーストスクエアビル	1,574	

(11) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社の事業は「集客支援事業」および「不動産テック事業」であります。

集客支援事業においては、SEM（※1）サービス、アフィリエイトサービス及びインターネットメディアサービス（※2）等を展開しております。

不動産テック事業には、連結子会社GMO ReTech株式会社で提供しております賃貸DXサービス等が含まれます。不動産テック事業に進出するために2020年7月に完全持株子会社GMO ReTech株式会社を設立いたしました。賃貸運営を楽にするをミッションとし、賃貸運営に関わるの方々をもっと自由にするためのサービスを展開しております。

※1. SEMとは、Search Engine Marketingの略で、SEOやリスティング広告を含む検索エンジン上のマーケティングのことを指します。

※2. インターネットメディアサービスは、GMOデザインワンが運営する国内最大級のオールジャンル店舗情報口コミサイト「エキテン byGMO」を主軸とする、店舗集客支援サービスです。

(12) 主要な営業所等 (2025年12月31日現在)

① 当社

本社：東京都渋谷区桜丘町26番1号

② 子会社

GMO TECH株式会社

本社：東京都渋谷区桜丘町26番1号

新宿支社：東京都新宿区新宿2-16-6 新宿イーストスクエアビル

福岡支社：福岡県福岡市中央区大名1丁目14番45号 Qiz TENJIN

宮崎支社：宮崎県宮崎市老松2丁目2番1号 GMO hinataオフィス

GMOデザインワン株式会社

本社：東京都新宿区新宿2-16-6 新宿イーストスクエアビル

渋谷支社：東京都渋谷区桜丘町26番1号

GMO ReTech株式会社

本社：東京都渋谷区桜丘町26番1号

金沢事業所：石川県金沢市広岡1丁目1番35号 金沢第2ビル601

大阪営業所：大阪府大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪タワーB23階

福岡営業所：福岡県福岡市中央区大名1丁目14番45号 Qiz TENJIN

GMOイーネットワークス株式会社

本社：岡山県岡山市北区大内田675 (テレポート岡山5F)

新宿支社：東京都新宿区新宿2-16-6 新宿イーストスクエアビル

GMO-Z.com TECH VN NTA Co., Ltd.

本社 (ダナン) : ACB Building 9th floor - 218 Bach Dang, Hai Chau District, City. Da Nang

支社 (フエ) : HCC Building 7th Floor - 28 Ly Thuong Kiet, Vinh Ninh Ward, Hue City

GMO-Z.com TECH KR, Inc.

本社 (ソウル) : Room1303, 13F, Miwang Building, 364 Gangnam-daero, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea, 06241

(13) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

区 分	使用人数 (名)	前連結会計年度末増減 (名) (注1)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年) (注2)
男性	251	－	36.8	4.4
女性	163	－	33.2	3.7
合計または平均	414	－	35.1	4.1

(注1) 当社は、2025年10月1日付で共同株式移転の方法により、GMO TECH及びGMOデザインワンの両社の共同持株会社として設立されたため、前連結会計年度末との比較は行っていません。

(注2) 平均勤続年数については、GMO TECH及びGMOデザインワンにおける勤続年数を含めて算定しております。

(14) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	140百万円

2 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

① 発行可能株式総数	普通株式	1,650,945株
	A種種類株式	55株
② 発行済株式の総数	普通株式	1,625,626株
	A種種類株式	－株
③ 株主数	普通株式	3,724名
	A種種類株式	－名
④ 大株主の状況		

株主名	持株数（株）			合計株式 持株比率（%）
	普通株式	A種種類株式	合計株式	
GMOインターネットグループ株式会社	816,980	－	816,980	51.75
鈴木 明人	193,560	－	193,560	12.26
高畠 靖雄	60,600	－	60,600	3.84
株式会社ティーエーケー	35,910	－	35,910	2.27
九鬼 伸哉	23,600	－	23,600	1.49
P C投資事業有限責任組合	21,475	－	21,475	1.36
楽天証券株式会社	20,900	－	20,900	1.32
三田村 徹彦	15,900	－	15,900	1.01
松尾 志郎	14,000	－	14,000	0.89
GMO TECH従業員持株会	12,410	－	12,410	0.79

（注）当社は、自己株式1,018株を保有しており、連結子会社であるGMO TECH株式会社及びGMOデザインワン株式会社は、当社株式をそれぞれ39,474株及び6,393株保有しておりますが、上記の大株主の計算からは除いております。

3 会社の新株予約権等に関する事項（2025年12月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の現況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年12月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	熊谷 正 寿	GMOインターネットグループ(株) 代表取締役グループ代表会長兼社長執行役員・CEO GMOペイメントゲートウェイ(株) 取締役会長 GMOグローバルサイン・ホールディングス(株) 取締役会長 GMOインターネット(株) 取締役会長 GMOペパボ(株) 取締役会長 GMOプロダクトプラットフォーム(株) 取締役会長 GMOメディア(株) 取締役会長 GMO TECHホールディングス(株) 取締役会長
代表取締役社長CEO	鈴木 明 人	GMO ReTech(株) 代表取締役社長
取締役副社長	高 畠 靖 雄	GMOデザインワン(株) 代表取締役社長
取締役	田 中 誠	管理本部本部長 GMO TECH(株) 監査役
取締役CTO	沖 殿 潤	システム本部本部長 GMO ReTech(株) 取締役CTO
取締役	安 田 昌 史	GMOインターネットグループ(株) 取締役グループ副社長執行役員・CFOグループ代表補佐グループ管理部門統括 GMOペイメントゲートウェイ(株) 取締役 GMOグローバルサイン・ホールディングス(株) 取締役 GMOインターネット(株) 取締役 GMOプロダクトプラットフォーム(株) 取締役 GMOフィナンシャルホールディングス(株) 取締役 GMOメディア(株) 取締役 GMOあおぞらネット銀行(株) 社外取締役 GMO TECHホールディングス(株) 取締役
取締役（監査等委員）	三田村 徹 彦	
取締役（監査等委員）	穴 田 功	弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所 弁護士 (株)ロツテファイナンシャル 社外取締役
取締役（監査等委員）	高 木 友 博	株式会社ランドネット 社外取締役 ソーバル株式会社 社外取締役 合同会社 with AI 取締役

- (注) 1. 社内情報を収集し、監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するために、三田村徹彦氏を常勤の監査等委員に選定しております。
2. 穴田功氏及び高木友博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 穴田功氏は弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は株式会社東京証券取引所に対して、穴田功氏及び高木友博氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役穴田功氏・高木友博氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。また、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう被保険者が違法に利益もしくは便宜を得たこと、犯罪行為、詐欺行為、又は法令等に違反することを認識しながら行った行為を補償対象外としております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役及び管理職従業員を被保険者として特約保険料相当額等を除き、その保険料を当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

役員報酬は、当社定款において当社の設立の日（2025年10月1日）から最初の定時株主総会の終結の時までの期間について定めております。当該内容については、当社の設立にあたり2025年7月30日にGMO TECH株式会社及び株式会社デザインワン・ジャパン（現GMOデザインワン株式会社）がそれぞれ開催した臨時株主総会において決議されております。なお、当社設立時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外2名）です。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く） 150百万円以内
- ・監査等委員である取締役 20百万円以内

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 当該方針の決定の方法

当社は次のとおり決定方針を定めております。

b. 役員報酬等の決定に当たっての方針及び手続

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、会社全体の業績、業績に対する個々人の貢献度、ならびに他社の役員報酬データを踏まえた優秀な人材確保に必要な報酬水準を勘案し、株主総会で決定された取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額の範囲内で、取締役会において業績貢献や業務執行状況を勘案して決定しています。

c. 役員報酬の構成及び決定過程

各取締役の報酬額は、以下の基本報酬と変動報酬により決定します。

基本報酬は、事業年度ごとの業績目標達成に向けた定量項目、持続的な成長を促す定量項目、中期的な取り組みによる定量項目を指標化し多面的に評価した結果で、あらかじめ策定済みの役員別報酬基準により決定する仕組みとしております。

変動報酬は、当該年度における各取締役の職責に応じ、各管掌範囲における業績連動数値・行動指標・職務執行の状況を勘案した個別評価を実施し、基本報酬額に対して上下20%の範囲内で変動する仕組みとしております。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②監査等委員である取締役の報酬等の額の決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬は、経営執行から独立した立場であることから固定報酬のみで構成されており、各監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員会規程の定めに基づき、監査等委員の協議により決定しております。

③役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	30 (-)	30 (-)	- (-)	- (-)	6 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (1)	3 (1)	- (-)	- (-)	3 (2)

⑤役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

⑥使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員の使用人給与がないため、記載しておりません。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人との関係

- ・取締役（監査等委員）穴田功氏は、弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所弁護士を兼務しております。
なお、当社と、弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）穴田功氏は、株式会社ロッテファイナンシャル社外取締役を兼務しております。
なお、当社と、株式会社ロッテファイナンシャルとの間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）高木友博氏は、株式会社ランドネット社外取締役を兼務しております。
なお、当社と、株式会社ランドネットとの間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）高木友博氏は、ソーバル株式会社社外取締役を兼務しております。
なお、当社と、ソーバル株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）高木友博氏は、合同会社 with AI取締役を兼務しております。
なお、当社と、合同会社 with AIとの間に特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員）	穴田 功	当事業年度に開催された取締役会5回のうち、5回に出席し、また、監査等委員会4回のうち、4回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）	高木 友博	当事業年度に開催された取締役会5回のうち、5回に出席し、また、監査等委員会4回のうち、4回に出席し、一般企業での勤務経験及び大学教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭およびその他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

6 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の業務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制の整備に努める。
- (2) コンプライアンス意識の浸透、向上を図るため使用人に対するコンプライアンス教育を定期的実施する。
- (3) 内部監査室により、コンプライアンス体制の有効性について監査を行うとともに、コンプライアンス体制の状況は代表取締役社長に報告する。
- (4) 各取締役は、取締役または使用人の職務の執行が法令・定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会および監査等委員会に報告する。各監査等委員は、取締役の職務の執行について監査を行う。

②取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款および「文書管理規程」等の社内規程、方針に従い、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管および管理する体制を整える。また、取締役および監査等委員はこれらの文書を閲覧することができるものとする。
- (2) 情報セキュリティについては、情報セキュリティ管理規程に基づき、その継続的な改善を図るものとする。

③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営全般に関わるリスク管理を行うために、リスク管理規程・コンプライアンス規程を定め、内部監査室により、それぞれ規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、全社員（取締役、監査等委員、使用人、契約社員等も含む。）に対する研修等を定期的実施する。
- (2) 取締役及び主要な使用人で構成する経営会議により、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティについて検討することにより、迅速な危機管理体制を構築できるよう努めるものとする。

④取締役および使用人の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 原則毎週1回の経営会議、毎月1回の定時取締役会、または臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、情報の共有および意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を機動的に行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行うものとする。
- (2) 職務執行に関する権限および責任については、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務権限規程」等の社内規程で定め、随時見直しを行うものとする。

⑤当社およびその親会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびその親会社並びに子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および監査等委員に報告することにより、業務全般に関する適正性を確保する。

⑥監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員と協議のうえ、合理的な範囲で管理部スタッフがその任にあたるものとする。

⑦前号の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

- (1) 前号の使用人が監査等委員より指示された業務の実施に関しては、取締役からの指示、命令を受けないものとする。
- (2) 前号の使用人の任命、異動については、事前に監査等委員に報告し、その了承を得ることとする。

⑧取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合は、その事実を監査等委員に報告しなければならないこととする。
- (2) 代表取締役社長その他取締役および監査等委員は、定期・不定期を問わず、当社におけるコンプライアンスおよびリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査等委員間の意思疎通を図るものとする。

⑨その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、取締役会のほか経営会議等の会議にも出席し、重要事項の報告を受けることができる。
- (2) 監査等委員は、各種議事録、決裁書類（紙または電磁的媒体）等により取締役等の意思決定および業務執行の記録を自由に閲覧することができる。
- (3) 監査等委員は、内部監査室と連携および協力するとともに、代表取締役社長との意見交換の場を定期的に設ける。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、金融商品取引法その他関連法令に従い、当社の財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価し、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保するものとする。

⑪反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを反社会的勢力対策規程に定め、すべての取締役および監査等委員並びに使用人に周知徹底する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力および犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

⑫業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役9名（うち、社外取締役2名）で構成されており、その取締役会には取締役および監査等委員が出席して、業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・

決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から議論に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査等委員においても同様に経営の監査を行っております。

また、常勤監査等委員は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視の強化および向上を図っております。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な成長と安定した株主還元の両立を経営の重要課題と位置づけております。近年の当社事業基盤の拡大によって今後も利益成長を見込んでいることをふまえ、投資家にとってより魅力的な投資対象となるよう、配当性向65%以上を基準として配当を行うことを基本方針としております。

また当社は、2025年12月期の連結決算において、臨時的でキャッシュを伴わない「負ののれん発生益」を特別利益に1,141百万円計上しました。配当計算上は、この「負ののれん発生益」は、発生期の2025年12月期から2029年12月期まで5年均等で償却をし、1期当たり228百万円を各期の当期純利益（「負ののれん発生益」を除く）に上乗せをし、配当性向65%以上を基準として配当を行います。

2025年12月期の配当につきましては、上記の方針により、1株当たり配当金は246円60銭としております。

2026年12月期の配当につきましては、「1. 経営成績等の概況（4）今後の見通し」に記載した業績予想に基づき、前期に引き続き、2025年12月期に計上した「負ののれん発生益」1,141百万円の5年均等償却額の1期分228百万円を当期純利益に上乗せをして、配当性向65%以上を基準として配当を行い、1株当たり配当金は年間合計で276円50銭と予想しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第 1 期 2025年12月31日現在
● 資産の部	
流動資産	4,585
現金及び預金	2,765
受取手形、売掛金及び契約資産	1,216
有価証券	400
その他	235
貸倒引当金	△31
固定資産	1,139
有形固定資産	33
無形固定資産	400
ソフトウェア	318
ソフトウェア仮勘定	78
その他	2
投資その他の資産	705
投資有価証券	510
繰延税金資産	39
その他	158
貸倒引当金	△3
資産合計	5,725

(単位：百万円)

科 目	第 1 期 2025年12月31日現在
● 負債の部	
流動負債	1,592
買掛金	468
未払金	502
1年内返済予定の長期借入金	76
未払法人税等	40
契約負債	343
その他引当金	5
その他	155
固定負債	133
長期借入金	90
繰延税金負債	16
資産除去債務	24
その他	1
負債合計	1,725
● 純資産の部	
株主資本	3,941
資本金	100
資本剰余金	2,057
利益剰余金	2,050
自己株式	△267
その他の包括利益累計額	58
 その他の有価証券評価差額金	34
 為替換算調整勘定	23
純資産合計	3,999
負債及び純資産合計	5,725

連結損益計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	第 1 期	
	自 2025年 1 月 1 日	
	至 2025年 12 月 31 日	
売上高		6,923
売上原価		3,543
売上総利益		3,379
販売費及び一般管理費		2,859
営業利益		519
営業外収益		
受取利息	5	
投資事業組合運用益	0	
受取手数料	3	
助成金収入	1	
その他	4	15
営業外費用		
支払利息	2	
為替差損	51	
その他	0	54
経常利益		479
特別利益		
負ののれん発生益	1,141	1,141
税金等調整前当期純利益		1,621
法人税、住民税及び事業税	158	
法人税等調整額	△76	81
当期純利益		1,539
親会社株主に帰属する当期純利益		1,539

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年1月1日残高	100	387	860	△128	1,219
連結会計年度中の変動額					
株式移転による増加		1,670		△133	1,536
剰余金の配当			△349		△349
自己株式の取得				△5	△5
親会社株主に帰属する当期純利益			1,539		1,539
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	1,670	1,190	△138	2,721
2025年12月31日残高	100	2,057	2,050	△267	3,941

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
2025年1月1日残高	2	－	2	1,222
連結会計年度中の変動額				
株式移転による増加				1,536
剰余金の配当				△349
自己株式の取得				△5
親会社株主に帰属する当期純利益				1,539
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	31	23	55	55
連結会計年度中の変動額合計	31	23	55	2,776
2025年12月31日残高	34	23	58	3,999

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および連結子会社の名称

当社の設立に伴い、GMO TECH株式会社及びGMOデザインワン株式会社が完全子会社となったことから、両社及びその連結子会社について、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称：GMO TECH株式会社
GMOデザインワン株式会社
GMO ReTech株式会社
GMOイーネットワークス株式会社
GMO-Z.com TECH VN NTA Co., Ltd.
GMO-Z.com TECH KR, Inc.

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応

じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、組合等の損益及びその他有価証券評価差額のうち当社の持分相当額を投資事業組合運用損益及びその他有価証券評価差額金として取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物附属設備

2016年3月31日以前に取得したもの 定率法

2016年4月1日以降に取得したもの 定額法

工具、器具及び備品

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～20年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能見込期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

i. 集客支援事業

SEMサービスは、主として、Googleマップでの検索（ローカル検索）で店舗情報等を検索ユーザーが見つけやすくなる施策を行う、上位表示対策をするサービスであるMEQサービスと、クライアントのホームページを検索エンジンの上位に表示するSEOコンサルティング等からなります。履行義務は、契約期間にわたりサービスを提供することであり、契約で定められたサービス提供期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しており

ます。

アフィリエイトサービスは、主としてスマートフォン向け成果報酬型広告サービスであるGMO SmaAD等があります。主な履行義務は、顧客と合意した契約条件に基づいて広告をメディアに出稿することであり、当該履行義務は広告配信期間にわたって充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

インターネットメディアサービスは、店舗情報口コミサイトであるエキテンの掲載料等があり、エキテン店舗検索サービス提供の履行義務を認識しております。エキテン掲載料等の取引については、履行義務が時間経過に連れて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり収益を認識しております。

なお、いずれのサービスも、履行義務の対価は、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ii. 不動産テック事業

不動産テックサービスは、主として不動産管理会社向けオーナーアプリ及び入居者アプリ等のプラットフォームサービスを提供しています。履行義務は、契約期間にわたりサービスの利用を提供することであり、契約で定められたサービス提供期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

なお、履行義務の対価は、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(返品、返金及びその他の類似業務)

返品、返金及びその他の類似業務は負っておりません。

(財又はサービスに対する保証及び関連する業務)

財又はサービスに対する保証及び関連する業務はございません。

(返品、返金及びその他の類似の義務の算定)

返品、返金及びその他の類似の義務の算定について該当事項は有りません。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

該当事項はありません。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 受取手形、売掛金及び契約資産の内訳

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、次のとおりであります。

売掛金	1,209百万円
契約資産	7百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 45百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,625,626株
A種種類株式	－株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当社は、2025年10月1日付で共同株式移転の方法により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は以下の完全子会社の取締役会及び臨時株主総会において決議された金額を記載しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月12日 取締役会	GMO TECH(株) 普通株式	325	307.09	2024年12月31日	2025年3月21日
2025年2月12日 取締役会	GMO TECH(株) A種種類株式	13	250,000.00	2024年12月31日	2025年3月21日
2025年10月20日 臨時株主総会	GMO TECH(株) A種種類株式	10	186,986.30	2025年9月30日	2025年11月18日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年2月12日 取締役会	普通株式	400	246.60	2025年12月31日	2026年3月17日

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
該当事項はありません。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については主として親会社及び金融機関からの借入による方針であります。一時的な余資の運用につきましては、安全性の高い金融資産に限定して運用を行う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は合同運用の金銭信託及び信託受益権であり、預金と同様の性格を有するものであります。投資有価証券のうち、非上場株式については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、リスクが懸念されるものについては、保有状況を継続的に見直しております。また、投資信託については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。投資事業有限責任組合の出資については、組入れられた株式の発行体の経営状況及び財務状況の変化に伴い出資元本を割り込むリスクに晒されておりますが、定期的に組合の決算書を入手し、組合の財務状況や運用状況を把握することでリスクを管理しております。

営業債務である買掛金、未払金、及び未払法人税等は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」は、現金であること、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	100	98	△1
② その他有価証券(*1)	784	784	△0
資産計	884	883	△1
(2) 長期借入金(*2)	166	155	△10
負債計	166	155	△10

(*1)以下の金融商品は、市場価格がないことから、「(1) 有価証券及び投資有価証券 ② その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*3)連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は、25百万円であります。

(*4)投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

3. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	384	—	—	384
資産計	384	—	—	384

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	98	—	98
その他有価証券				
金銭信託	—	399	—	399
資産計	—	498	—	498
長期借入金	—	155	—	155
負債計	—	155	—	155

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	集客支援事業	不動産テック事業	
SEMサービス	3,177	－	3,177
アフィリエイトサービス	2,816	－	2,816
インターネットメディアサービス	331	－	331
不動産テックサービス	－	456	456
その他サービス	141	－	141
顧客との契約から生じる収益	6,467	456	6,923
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上	6,467	456	6,923

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	941	1,209
契約資産	0	7
契約負債	229	343

契約資産は、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、顧客との契約について契約条件に基づき顧客から受け取った初期費用収入の契約期間未経過分や前受金に関するものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、229百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	2,533円	34銭
1株当たり当期純利益	1,300円	49銭

【企業結合等関係】

取得による企業結合

(共同株式移転による持株会社の設立)

当社は、2025年10月1日付でGMO TECH株式会社（以下「GMO TECH」という。）及び株式会社デザインワン・ジャパン（現GMOデザインワン株式会社。以下「GMOデザインワン」という。）の経営統合にともない、共同株式移転の方法による両社の共同持株会社として設立されました。当該株式移転の会計処理は、GMO TECHを取得企業、GMOデザインワンを被取得企業とする企業結合に関する会計基準に定めるパーチェス法を適用しております。

1. 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：GMOデザインワン株式会社

事業の内容：インターネットメディア事業及び開発事業

②企業結合を行った主な理由

GMO TECHは、GMOインターネットグループにおいてAIで未来を創るNo.1企業グループのローガンのもと、最新のテクノロジーを駆使したサービスを自社開発し、インターネット広告、MEO（注1）、SEO（注2）を活用した集客支援事業を行っております。具体的には、「Googleマップ」検索における上位表示対策により集客につなげる、店舗運営者様向けの「MEO Dash! byGMO」を中心としたSEM（注3）サービス、また、自社開発のスマートフォンアプリ向け広告配信サービス「GMO SmaAD」やWeb向け成果報酬型アフィリエイトサービス「GMO SmaAFFi」など多角的なアプローチによるインターネット集客事業を推進しています。GMO TECHの事業は、集客支援事業と、2020年7月に設立した連結子会社GMO ReTech株式会社の行う不動産テック事業により構成されております。

GMOデザインワンは、国内最大級の口コミ店舗検索サイト「エキテン」の運営を中心に中小事業者へ集客支援等のサービスを提供しております。また、新たな事業領域として、ベトナムのシステム開発会社及び国内の開発拠点を活用してDXソリューション事業を展開しております。

「エキテン」では、登録店舗数（有料掲載店舗及び無料掲載店舗の合計数）が約33万店舗となっており、掲載店舗もオールジャンルで提供する等の独自性を持ちつつ、効率的なオペレーションにより低料金でサービスを提供しております。

この度、両社は、店舗運営を行うお客様の強力な集客支援ツールであるGMO TECHのMEOサービスと、GMOデザインワンが運営する国内最大級のオールジャンル店舗データベースである口コミサイト「エキテン」が連携することで、大きなシナジーの可能性があると、また両社の経営統括・管理部門の機能の統合、両社間の人的交流、また両社間で資金的な連携を行うことで、両社の大きな成長可能性があることを確認し、両社で経営統合を行うことが望ましいとの判断に至りました。なお、本経営統合により、GMOデザインワンは、GMOインターネットグループにジョインすることとなり、当社との協働に加えて、GMOインターネットグループのグループ企業として、新たな成長戦略を実現します。

(注1) MEO…Map Engine Optimizationを意味します

(注2) SEO…Search Engine Optimizationを意味します

(注3) SEM…Search Engine Marketingを意味します

③企業結合日

2025年10月1日（みなし取得日 2025年8月31日）

④企業結合の法的形式

共同株式移転の方法による共同持株会社設立

⑤結合後企業の名称

GMO TECHホールディングス株式会社

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

企業結合に関する会計基準上の取得決定要素及び各種要因を総合的に勘案した結果、GMO TECHを取得企業といたしました。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年9月1日から2025年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

対価の種類	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	1,536百万円
取得原価		1,536百万円

4. 株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付した株式数

①株式の種類別の移転比率

GMO TECHの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を、GMOデザインワンの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.0015株を割り当て交付いたしました。

②株式移転比率の算定方法

GMO TECH及びGMOデザインワンは、各社の第三者算定機関から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、並びに、各社の法務アドバイザーからの助言に加え、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、両社の財務状況、業績動向、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案した上で、株式移転比率について慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記①記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、各社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定しました。

③交付した株式数

1,328,651株

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 37百万円

6. 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生した負ののれん発生益の金額

1,141百万円

②発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の時価の純額が、株式の取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として計上しております。

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内容

流動資産	2,362百万円
固定資産	648百万円
資産合計	3,011百万円
流動負債	242百万円
固定負債	89百万円
負債合計	332百万円

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	970百万円
営業利益	△188百万円
経常利益	△170百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△194百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

【重要な後発事象に関する注記】

当社は、2026年2月17日開催の取締役会において、以下のとおり、当社のグループ会社であるGMO TECH株式会社を通じて、株式会社トライハッチの株式を取得し、完全子会社化すること（以下、「本取引」といいます。）について決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の概要

名称 株式会社トライハッチ
事業内容 SaaS事業、Webマーケティング事業
資本金 50百万円

(2) 株式取得の理由

当社は、「AIやDXを活用しお客様の生産性や成長を向上する」というミッションのもと、検索対策やインターネット広告を軸に、企業や店舗の集客と成長を支援するマーケティングDXカンパニーです。MEO（地図検索の表示最適化）・SEO（検索エンジン最適化）をはじめとした独自のソリューションで、お客様の企業の集客と事業成長を支援しています。

当社のグループ会社であるGMO TECH株式会社は、「MEO DASH! by GMO」のサービス名でMEOサービスを提供しており、国内MEO市場売上で2025年度までの3年連続No.1シェアを獲得しております（注1）。当社は、MEOサービスの競争力強化を、成長戦略の重要な柱の一つと位置付けています。

株式会社トライハッチは、「マーケティングを、もっとスマートに。成果をもっと確実に。」をミッションに掲げ、「MEO CHEKI（チェキ）」のサービス名でMEOサービスを提供しております。特に多店舗展開のお客様にとって使いやすいサービスであり、約7万の店舗（注2）のお客様に利用されています。

本取引により、当社はMEO分野における提供価値を広げ、成長を一段と加速できると考えております。本取引後も、「MEO DASH! by GMO」と「MEO CHEKI」はそれぞれの特長を生かし、継続して提供してまいります。あわせて、同じ分野のサービス同士だからこそ実現できる連携を進め、商品力や運用面の改善などにより、相乗効果を見込んでおります。

本取引は、2025年10月にGMO TECH株式会社とGMOデザインワン株式会社（旧商号：株式会社デザインワン・ジャパン）が実施した経営統合の目的の一つである「仲間づくり（M&A）」の一環であります。また、当社が2025年11月に公表した中期経営計画で掲げた、2028年12月期の連結売上高160億円、連結営業利益20億円の目標達成に貢献するものと考えております。

（注1）ITR [ITR Market View：メール/Webマーケティング市場2026] 店舗集客・MEO対策支援システム市場：ベンダー別売上金額シェア（2023～2025年度予測）。

（注2）店舗数はサービス提供規模の参考情報です。

(3) 株式取得の相手先

株式会社ベクトル
武藤堯行（株式会社トライハッチ 代表取締役）

(4) 企業結合日

2026年2月27日（みなし取得日：2026年2月28日）

- (5) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- (6) 取得する株式数及び議決権比率
株式数 435株
議決権比率 100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社の連結子会社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 628百万円
取得原価 628百万円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 14百万円（概算額）

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその内訳

現時点では確定していません。

【その他の注記】

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第 1 期 2025年12月31日現在
● 資産の部	
流動資産	772
現金及び預金	584
売掛金	149
前払費用	26
その他	11
固定資産	2,713
有形固定資産	0
投資その他の資産	2,712
関係会社株式	2,710
繰延税金資産	1
資産合計	3,485
● 負債の部	
流動負債	367
未払金	117
関係会社短期借入金	200
未払法人税等	15
その他	35
負債合計	367
● 純資産の部	
株主資本	3,117
資本金	100
資本剰余金	2,573
利益剰余金	449
自己株式	△5
純資産合計	3,117
負債及び純資産合計	3,485

損益計算書 (自 2025年10月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	第 1 期	
	自 2025年 10 月 1 日 至 2025年 12 月 31 日	
営業収益		711
営業費用		242
営業利益		468
営業外収益		
その他	0	0
営業外費用		
支払利息	0	
その他	0	0
経常利益		468
税引前当期純利益		468
法人税、住民税及び事業税	20	
法人税等調整額	△1	18
当期純利益		449

株主資本等変動計算書

(自 2025年10月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2025年10月1日残高	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額					
株式移転による増加	100	2,573	2,573		
当期純利益				449	449
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	100	2,573	2,573	449	449
2025年12月31日残高	100	2,573	2,573	449	449

(単位：百万円)

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
2025年10月1日残高	—	—	—
事業年度中の変動額			
株式移転による増加		2,673	2,673
当期純利益		449	449
自己株式の取得	△5	△5	△5
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	△5	3,117	3,117
2025年12月31日残高	△5	3,117	3,117

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
工具、器具及び備品
定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
工具、器具及び備品 4年
3. 収益及び費用の計上基準
純粋持株会社である当社の主な収益は、関係会社からの経営指導料及び受取配当金です。経営指導料は、契約に基づき一定期間にわたる履行義務充足に応じて収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
グループ通算制度の適用
当社はグループ通算制度を適用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計上の見積り】

該当事項はありません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 160百万円
短期金銭債務 71百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	711百万円
営業費用	23百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外費用	0百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 1,018株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産の発生の原因は、未払事業税であります。
2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異について、従来の34.59%から35.43%になります。なお、この税率変更による影響はありません。

【関連当事者との取引に関する注記】

(ア) 計算書類作成会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	株式の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	GMOインターネットグループ(株)	東京都渋谷区	5,000	インターネット総合事業	(被所有)直接51.75	役員 2名の兼任、家賃の支払等	家賃の支払、業務委託料等(注2)	29	未払金	13

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社と関連を有しない会社との取引と同様に、市場価格及び取引規模を総合的に勘案し交渉の上決定しております。

(イ) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	株式の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	GMO TECH(株)	東京都渋谷区	100	集客支援事業	直接100	事業活動の管理、役員兼任	経営指導料の受取(注2の(3))	233	売掛金	124
子会社	GMO デザインワン(株)	東京都新宿区	100	インターネットメディア事業	直接100	事業活動の管理、役員兼任、資金の借入	経営指導料の受取(注2の(3))	65	売掛金	34
							配当金の受取	419	-	-
							資金の借入	200	関係会社短期借入金	200
							利息の支払(注2の(2))	0	その他流動負債	0

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社と関連を有しない会社との取引と同様に、市場価格及び取引規模を総合的に勘案し交渉の上決定しております。
- (2) 支払利息については、借入金にかかるものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (3) 経営指導料の受取については、当社が子会社からの事業活動にかかる管理部門業務の受託、経営管理に関する助言・支援等に関する役務提供による収入であり、その取引価額については他社の一般取引条件等を勘案し、合理的に決定しております。

計算書類

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産	1,919円	01銭
----------	--------	-----

1株当たり当期純利益	287円	64銭
------------	------	-----

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月22日

GMO TECHホールディングス株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 一 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 陽 介
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMO TECHホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMO TECHホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適

正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月22日

GMO TECHホールディングス株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指有限責任社員 公認会計士 林 一 樹
業 務 執 行 社 員

指有限責任社員 公認会計士 吉 田 陽 介
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMO TECHホールディングス株式会社の2025年10月1日から2025年12月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年10月1日から2025年12月31日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項並びに同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月22日

GMO T E C Hホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 三田村 徹彦 ㊟

監査等委員 穴田 功 ㊟

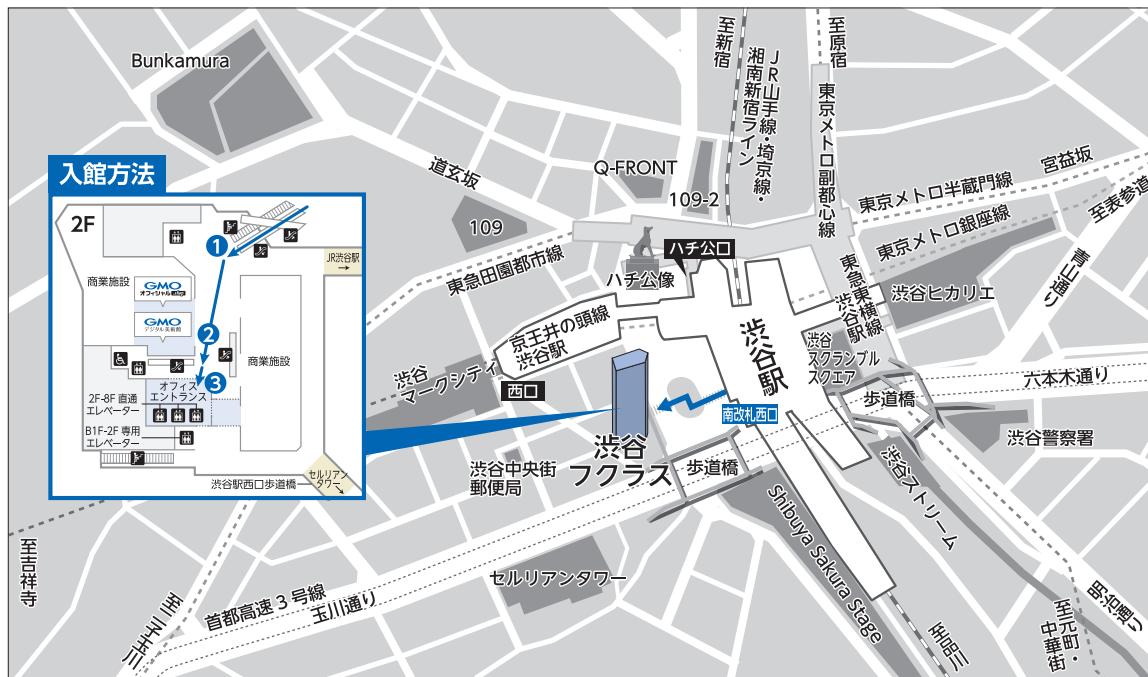
監査等委員 高木 友博 ㊟

(注) 監査等委員穴田功及び高木友博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場 ご案内図

会場／東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号
グループ第2本社・渋谷フクラス16階「GMO Yours・フクラス」



①北側のエスカレーターで2Fに上がり、渋谷フクラスの中へお進みください。



②「GMO デジタル美術館」を右手に、そのまま直進してください。



③オフィスエントランスの中に入り、エレベーターで8Fまでお上がりください。8Fに受付がございます。

- お土産のご用意はございません。
- 座席数に限りがあるため、ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。

交通のご案内

各渋谷駅より徒歩5分

- JR山手線、JR埼京線、JR湘南新宿ライン
- 東急東横線、東急田園都市線
- 京王井の頭線
- 東京メトロ銀座線、東京メトロ半蔵門線、東京メトロ副都心線



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。